



民事裁判の流れ

法務省民事局

法務省

本講義の内容

- 民事裁判の流れ
- 強制執行
- 債務名義を取得することができる

その他の手続

注意事項

- この講義は、令和6年12月時点での法令の施行状況などをもとに作成されています
- 法改正などにより、仕組みや運用がこの講義で紹介する内容から変わることがあります



3

民事裁判とは

- 個人の間での法的な紛争（特に、財産権に関する紛争）の解決を求める訴訟手続
- 貸金の返還請求、不動産の明渡請求、人身損害に関する損害賠償請求など
- 原告の請求が認められるか（権利の発生や消滅が認められるか）を民事訴訟法に従って審理・裁判



4

訴えの提起

- 原告等は訴状（請求の趣旨、請求の原因等を記載）を裁判所に提出
- 裁判手続を行うことができる裁判所（管轄裁判所）が決まっている



5

当事者間秘匿・記録の閲覧等制限

- 住所等の秘匿決定（訴状等の書類に住所等に代えて「代替住所A」などと記載することができる）
- 秘密保護のための記録の閲覧等の制限
- いずれも、当事者の申立てを踏まえて法律上の要件を満たしているか裁判所が判断



6

訴状の審査・送達

- 不備があれば補正を促す
- 期日を指定、被告に訴状を送達して
当事者を呼び出す



7

口頭弁論期日

- 公開の法廷で実施
- 準備書面に基づく主張の陳述、証拠の
取調べ等
- ウェブ会議による
口頭弁論への参加が
可能に（令和6年
3月1日から）



改正の情報は、以下のホームページをご覧ください。
●民事訴訟法の一部を改正する法律について https://www.moj.go.jp/NA/kenkyu/02_0021.html
法務省民事訴訟部 電話 03-3560-4111 (内) 法務部ホームページ <https://www.moj.go.jp>

8

争点及び証拠の整理手続

- 効率的・集中的な証拠調べの準備
- 必ずしも公開を要しない手続もある



9

証拠調べ（証人尋問・当事者尋問）

- 原則として申請者⇒相手方⇒裁判所の順番に質問して、回答を求める
- 証拠調べに入る前に、和解などにより終了する事件もある



10

証拠調べにおける配慮

- 証人等への付添い
- 証人等との間の遮へい措置
 - ・ 相手方の当事者本人との間
 - ・ 傍聴人との間
- ビデオリンク方式
- これらを実施するかは
裁判所が判断



11

訴訟の終了

- 判決（⇒控訴⇒上告等）
- 訴えの取下げ
- 請求の放棄
- 請求の認諾
- 和解



12

強制執行

- 勝訴判決や和解がされたにもかかわらず任意に履行がされない場合、判決等の内容を強制的に実現する手段
- 執行事件を担当する裁判所や執行官に申立て



13

債務名義を取得することができるその他の手続

- 民事調停
合意内容が調停調書に記載されると、裁判上の和解と同じく債務名義に
- 刑事和解
被告人との合意の内容が刑事裁判の公判調書に記載されると、裁判上の和解と同じく債務名義に
- 損害賠償命令
起訴状記載の犯罪事実に基づき、損害賠償の請求を、刑事裁判を審理する裁判所に申し立てる

14

ご視聴ありがとうございました。



法務省